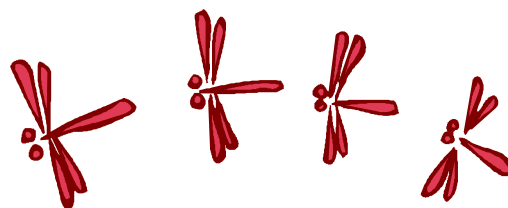
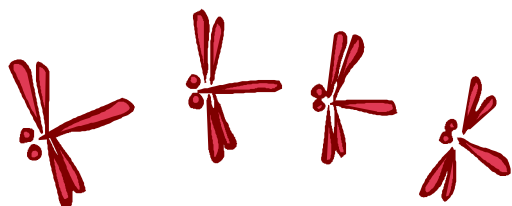


共同生活援助（グループホーム）事業



重要事項説明書



社会福祉法人習愛会
グループホーム赤とんぼ

〔事務局：法人本部あきつ園内〕
〒275-0025
千葉県習志野市秋津 3 丁目 4 番 2 号
Tel 047 (451) 3315
Fax 047 (451) 3700



共同生活援助重要事項説明書

社会福祉法人習愛会が、障害者総合支援法の施行に基づいて、あなたに対する共同生活援助事業(グループホーム)である「グループホーム赤とんぼ」のサービス提供にあたり、当事業所が説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 習愛会 (しゅうあいかい)
法人所在地	習志野市秋津3丁目4番2号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 大塩幸雄 (おおしおゆきお)
Tel.Fax	Tel 047451-3315 Fax 047-451-3700

2 共同生活援助(グループホーム)事業

事業の種類	共同生活援助 (グループホーム)
事業の目的	障害者が地域社会の中のグループホームにおいて共同で生活し、自立のために必要な支援と援助を行なう。
ホームの名称	グループホーム赤とんぼ
管理者氏名	金子 隆 (かねこたかし)
世話人氏名	横山隼人 (よこやまはやと)
サービス管理責任者	鴨狩英樹 (かもがりひでき)
事業の所在地	習志野市秋津4丁目19番39号
ホーム Tel	047-451-0722
事務局 Tel.Fax	Tel 047-451-3315 Fax 047-451-3700 (あきつ園内)
開設年月日	平成17年10月1日
入居定員	5 名
主たる対象	18歳以上の知的障害者
運営体制	バックアップ施設 (あきつ園)

3. グループホームの運営

<運営の基本方針>

共同生活援助事業：グループホーム運営をするにあたっては、常にノーマライゼーションの理念に基づいて事業を展開していくことが重要です。

地域社会での障害者の生活を支援するには、限りなく人権を尊重し、その人の権利を擁護し、入居者主体のサービスの提供が成されるように最大の配慮をする事です。そのために、入居者の個別支援計画を作成して、より良い自立に向けた支援と援助を目指すと共に、別に定める「グループホーム赤とんぼ運営規程」に基づいて運営します。

(1) グループホーム運営の目的

障害者が地域の中での生活拠点グループホームを住居として、食事をはじめ掃除、洗濯、健康管理等、日常生活全般に亘るサービスの提供及び地域社会の一員として社会生活の自立に必要な介助及び支援を行ないます。

(2) グループホーム運営の目標

- ① 障害者の自立した日常生活の場として、利用者一人ひとりにとって成就感や充実感に満ちた**生きがいの持てるホーム**。

- ② 入居者個々の居室によってプライバシーが保護された生活の中で、入居者が主体となって、**和があり、明るく、元気で、楽しさの溢れるホーム。**
- ③ 入居者の人権を尊重し、優しさと実践力のある世話人の支援と援助、入居者相互の協調、家族の理解と協力等の連携に支えられた**温かな雰囲気**のホーム。
- ④ 居住地の住民の理解と協力を得ながら積極的に交流を図り、様々な地域の行事や文化・スポーツ活動に参加する等、**社会生活に適応できるホーム。**
- ⑤ 事故防止と危機管理の徹底によって安全が確保され、利用者個々のQ・O・L（生活の質）の向上を目指した安心して生活できる**快適な環境のホーム。**
- ⑥ 職員は、積極的に研修を行ない、社会人としての資質・力量の向上と実践力を高め、充実した日常生活の確立を目指した**信頼されるホーム。**

4 グループホームのサービス概要（サービス提供の時間及びサービス内容）

（1）提供されるサービス

- ① 日常生活介護及び支援
 - * 食事の提供、* 掃除、* 洗濯、* 入浴、* 健康管理、* GH内交流行事等
- ② 社会生活支援
 - * 日中の活動への対応、* 外出及び買い物、* 日常生活範囲内での金銭管理
 - * 地域との交流・行事・文化スポーツ活動への参加等
- ③ 居室の提供
- ④ フロント機能（新聞、郵便物、宅急便、クリーニング、電話不在管理等）
- ⑤ 安全対策（定時の声かけ、誘導灯、火災報知器）
- ⑥ 賠償責任保険の加入
- ⑦ 情報提供（文化・芸術・イベント・社会の情報・GH活動内容報告）
- ⑧ 日常生活に関する相談（入所者、家族等）

（2）グループホーム日課表（月曜日夕～土曜日朝）

時間	内容
～ 6：30	起床
6：30～ 7：00	洗面（掃除・洗濯）
7：00～ 7：30	朝食の準備（配膳）
7：30～ 8：00	朝食、後かたづけ
8：00～ 8：30	休憩、準備時間
8：30～16：00	（月～金）通所施設等
～16：00	GHへ帰宅
16：00～17：00	自由時間・休憩（居室の掃除）
17：00～18：00	夕食の準備（配膳）、入浴
18：00～19：00	夕食、後かたづけ
19：00～22：00	入浴、自由時間、歯磨き
～22：00	消灯

（3）外出行事及び交流会等

	主な行事
4月	お花見 家族交流会 家族・世話人個別面談 避難訓練
5月	宿泊旅行
6月	入居者交流会

7月	交流会 外出行事
8月	家族・世話人個別面談 プロ野球観戦
9月	外出・外食行事 防災訓練
10月	地域行事：秋津まつり参加 家族交流会
11月	外出・外食行事 家族・世話人個別面談
12月	クリスマス会・忘年会（家族交流会）
1月	外出・外食行事（初詣）
2月	家族・世話人個別面談
3月	外出・外食行事

※ GM赤とんぼ運営会議は毎月1回行なう。

5 「グループホーム赤とんぼ」の概要

(1) ホーム

建 物	構 造	木造平屋（屋根：平形スレート葺）
	延べ床面積	128.09㎡
	利用定員	5名（+世話人1名）
敷地面積		451.70㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	床面積	用途	備考
キッチン+食堂	1	27.32㎡	共用	システムキッチン・IH（冷暖房）
洋室（スタッフ）	1	7.45㎡	世話人	クロゼット（冷暖房）
洋室1	1	8.28㎡	入居者居室	クロゼット（冷暖房）
洋室2	1	8.28㎡	入居者居室	クロゼット（冷暖房）
洋室3	1	8.28㎡	入居者居室	クロゼット（冷暖房）
洋室4	1	9.93㎡	入居者居室	クロゼット（冷暖房）
洋室5	1	9.93㎡	入居者居室	クロゼット（冷暖房）
浴室	1	4.97㎡	共用	ユニットバス
洗面・脱衣室	1	5.78㎡	共用	洗面カウンター
便所	2	2.48㎡	共用	手摺付・洋式

(3) ホームの職員体制

区分	男	女	計	仕事の内容
管理者 （あきつ園兼務）	1		1	ケアホーム全般の管理・運営に関する事 職員に関する事 入居者の処遇に関する事等
サービス管理責任者	1		1	施設全般の管理・運営 入居者の処遇全般 会計管理 入居者の生活支援（食事・洗濯・掃除等） 施設運営に関する物品の購入 金銭の出納等
世話人	1		1	
生活支援員 （あきつ園兼務）	11		11	
事務 （あきつ園兼務）	1	1	2	職員の給与 予算・決算事務等 備品台帳等

施設全般の管理・運営 入居者の処遇全般 会計管理入居者の生活支援（食事・洗濯・掃除等）
施設運営に関する物品の購入 金銭の出納等

(4) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
世 話 人 (正規職員) 月～金 常勤勤務	勤務時間帯 16:00～21:30 (21:30～6:30就寝時間) 翌朝 6:30～9:00

※ 世話人不在の時はバックアップ施設の職員によってカバーする。

※ 平日の8:30～16:00は、日中の活動（就労・援護施設等）として入居者はホーム外を原則とし、土曜・日祝日は各自の計画に沿って対応する。

6 具体的な支援の概要（時間及び内容）

(1) ホームサービス提供時間（月曜日夕～土曜日朝） 午後4時00分～翌午前9時00分

(2) サービス提供内容

<日常生活における主な介護及び支援>

- ① 自立を目指した生活面の介護及び支援
居室での生活、衣類・持ち物の整理、食事、排泄、入浴、健康管理、金銭管理等
- ② 社会生活適応を目指した支援
挨拶、日常会話、コミュニケーション、共同生活、買い物、外出、余暇利用等

<具体的な支援内容>

- ① 生活のきまり
毎日の生活を共にしながらお互いが認めた「生活のきまり」を遵守して、ホームでの共同生活に適応し、全員が楽しい生活を送れるようにします。
- ② 食事の提供
食事については、栄養のバランスや熱量、季節感、質や量に配慮しながら、日々の献立を工夫して入居者のニーズに合った朝食と夕食を提供します。調理については、世話人と入居者が一緒に行い、みんなで楽しく食事が出来るようにしますが、衛生管理を徹底して、O-157感染や食中毒等に注意します。
*朝食時間7:30～8:00 *夕食時間18:00～19:00
- ③ 排泄・入浴
排泄及び入浴については、入居者の状況に応じて適切な援助を行うと共に排泄の自立に向け、また、入浴についても適切な支援を行います。
- ④ 居室の整理整頓・洗濯
居室の掃除、身の回りの整理整頓を行うように入居者の状況に応じて適切に支援します。また、各自が用意する下着類を初め衣類の洗濯を行うように支援すると共に、清潔な衣類の着用をすること、衣類の整理等について個々に応じて適切に支援します。
- ⑤ 相談及び支援
ホーム利用者及びその家族からの相談については誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。
- ⑥ 余暇利用
興味のあることを自分で選んで活動したり、余暇時間を有効に活用したり、日常生活の幅を広げて日々の生活を楽しむようにします。
- ⑦ 社会活動支援
ノーマライゼーションの理念に基づいて、一般社会の中で活動できる機会を多くすると共に、様々な活動において社会参加を積極的に行うように支援いたします。
<具体的な内容> 地域の行事“秋津まつり” 関係のあるイベントには出来るだけ参加します。

(3) 生活環境整備

入居者にとって居住空間としての環境を清潔で気持ち良く生活出来る場となるようにします。また、衛生面でも十分な配慮をして、生活環境の整備に努めます。

① 掃除

- * 常に整理整頓に心掛け、居室の掃除は入居者が行いますが、職員が支援します。
- * キッチン、浴室、トイレ、廊下等の清掃を行い清潔と衛生面の管理に努めます。

② 安全管理

- * 屋内の生活空間にゆとりを持たせて、入居者同士の接触等に十分配慮して事故防止に努めます。
- * 各室の扉・玄関・門扉の開閉等に十分な注意を払い、事故防止に努めます。
- * 毎月1日を安全点検日として住居内外の点検を行なって、危険箇所の早期発見と修理、改善に努めます。

(4) 保健衛生

① 健康管理

- * 感染症対策マニュアルによって、風邪やインフルエンザの予防に努めます。
- * 日常の健康管理を行とともに、保健衛生面の管理に十分配慮します。

② 服薬管理と救急体制

- * 入居者の服薬については、本人と家庭と相談して、世話人が管理します。
- * 急な病気やけがに対しては応急処置を行います。また、応急処置のための医薬品、家庭での常備薬など必要な薬品を備え管理します。
- * 疾病、体調不良など緊急時には、医療機関等で受診するよう適切に対応します。
- * 医療機関の受診にあたっては、家庭と連絡をとって、掛かり付けの病院並びに主治医の診断が受けられるように努めます。

③ 当施設の協力医療機関

- * 協力医療機関
 - ・かすみクリニック（内科・消化器科・外科・整形外科）……………あきつ園協力医
 - ・習志野クリニック（内科） ・三橋病院（精神科） ……あきつ園嘱託医

(5) 社会生活上の支援

地域社会の一員として生活していく上で、必要な教養娯楽の設備を整え利用出来るようにします。また、日常生活を活性化するためのレクリエーションや外出したり、行事に参加したりして楽しめるようにします。入居者個々が地域での生活に適応しながら、日常生活における充実感をより一層高めるように努めます。

- ① 年間行事計画に基づく行事及び日々の買い物や外出を実施して、様々な分野での経験を広げたり行事を楽しみながら多くの場面での人間関係を培うように支援します。
- ② 住居内にあるテレビのほか、入居者の希望に沿って設備や物品を整え、自から楽しめる場とします。

7 共同生活援助計画

赤とんぼの入居者一人一人についての共同生活援助計画書を作成して、個々の生活自立の目標に基づいたホームでの生活支援を実施していきます。

- * 共同生活援助計画は、アセスメント（実態把握と課題分析）→プランニング（個別の援助計画）→日々の援助の実施→記録→モニタリング（経過とまとめ）→再アセスメント（評価分析）→再プランといったように<Plan→Do→See→Assessment>というマネジメントサイクルと同じです。
- * 計画の作成、支援の実施にあたっては、入居者への十分な説明と同意（インフォームド コンセント）を得ながら定期的に見直しを行います。
- * アセスメントに先立ち、「入居者プロフィール」を作成します。入居者個々の生育歴、健康状態、家庭での生

活状況等の実態の細かな情報を把握し、これを基に、ホームでの生活が円滑に行われるように共同生活援助計画が作成されます。

8 苦情等の申立

グループホームの生活や運営に関して、入居者で組織した運営会議を毎月 1 回開催します。そこで意見や要望を出し合い、世話人の意見を聞きながら生活の向上に努めます。

意見等が反映されなかった場合、苦情等がある場合は下記の相談窓口があります。

赤とんぼ相談窓口	苦情受付担当者 赤とんぼ事務員：倉山優子、齋藤俊太 苦情解決責任者 あきつ園統括施設長：大塩幸雄 時 間 9：00～17：00（土曜・日曜・祭日、指定休業日除く） Tel 047（451）3315 Fax 047（451）3700 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出下さい。 玄関に苦情受付箱を設置してありますのでご利用下さい。	
習愛会 苦情解決第三者委員	氏名	刑部 行典（ぎょうぶゆきのり）
	電話番号	047-435-3256
	氏名	石黒 俊行（いしぐろとしゆき）
	電話番号	047-453-3736
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区中央港4-5 千葉県社会福祉センター内 連絡先 TEL 043（246）0294	

* 令和 2 年 4 月 1 3 日 特定非営利活動法人 V A I C コミュニティケア研究所による第三者評価を実施
 評価結果は W A M N E T で公表しています。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「赤とんぼ防災計画」により、対応します。
平常時の訓練 （防災訓練）	別途定める「赤とんぼ防災計画」にのっとり、年間 1 回の避難・防災訓練を入居者・職員全員参加で実施します。
防火設備・構造	・消火器 あり ・防火壁 あり
防火管理者	大塩幸雄

10 事故発生時の対応

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、また、社会福祉事業者総合保険に加入しており、賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険の対象範囲内で保証し、誠意をもって対応いたします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名称	社会福祉事業者総合保険
補償の概要	サービス利用時における傷害事故補償・賠償責任補償

11 入居に当たっての費用：入居者負担金について

グループホーム赤とんぼの負担金及び利用料としてお支払いいただく費用は次の通りです。

(1) 訓練等給付費サービス利用料金

利用者本人又は扶養義務者に対して市町村長が定めた額

(2) 訓練等給付費サービス利用料金対象外サービス利用料金

家賃・食費等でグループホーム入居者の個人負担となるものは実費負担です。

GH赤とんぼ 入居者負担金

単位：円

家賃	居室 1～3	30,000	入居者負担金 月額合計 68,500～69,500円
	居室 4、5	31,000	
食材料費		22,000	
光熱水費		11,000	
日用品費		5,500	

※ この他に特別行事及び外出、休日等で、個人が選択した費用は実費負担です。

※ 家賃、食材料費、光熱水費 及び共通経費については、入居者と世話人が負担します。



ひ・と・こ・と

グループホーム赤とんぼ 入居者の皆さんにとって、Q・O・L (Quality Of Life = 生活の質) の向上が大切です。地域での居住生活において、満足感・充実感を味わい、生きる喜びと地域社会の一員としての存在を認識していくものと確信しております。

グループホーム赤とんぼは、世話人の他、バックアップ施設職員、地域住民等多くの方々の支えと協力を得ながらの運営していきます。

そして、習志野市における、グループホーム第1号として入居者やご家族の意見を反映させながら、より良い運営の為に、誠心誠意努力してまいります。

誰もが、ありのままに・その人らしく、

地域で暮らすことができる

「新たな地域福祉像」の実現を！

当事業所「グループホーム赤とんぼ」は、障害福祉サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

名称 社会福祉法人習愛会 グループホーム赤とんぼ
所在地 千葉県習志野市秋津4丁目19番39号
代表者 理事長 大塩幸雄